

荒川将来像計画 地区別計画 【北区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025 年 7 月 25 日

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の２度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項をまとめた「地区別計画」の３部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年 7 月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

北 区 長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔北区編〕（改定案） 目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-5
1.3. 検討体制	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-6
2.4. ブロック別計画	2-7
2.4.1. 現況土地利用	2-7
2.4.2. ブロック区分	2-8
2.4.3. ブロック別計画	2-12
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.1.4. 新たな視点での管理戦略	3-3
3.2. 行政と沿川住民等の役割	3-4
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-4
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-5
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理	3-5
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-6
3.3. 河川敷の占用状況	3-11
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み	3-15
4. 地区別計画の実施	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 地区別計画の周知	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ	4-2
4.4. 地区別計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

地区別計画〔北区編〕では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。

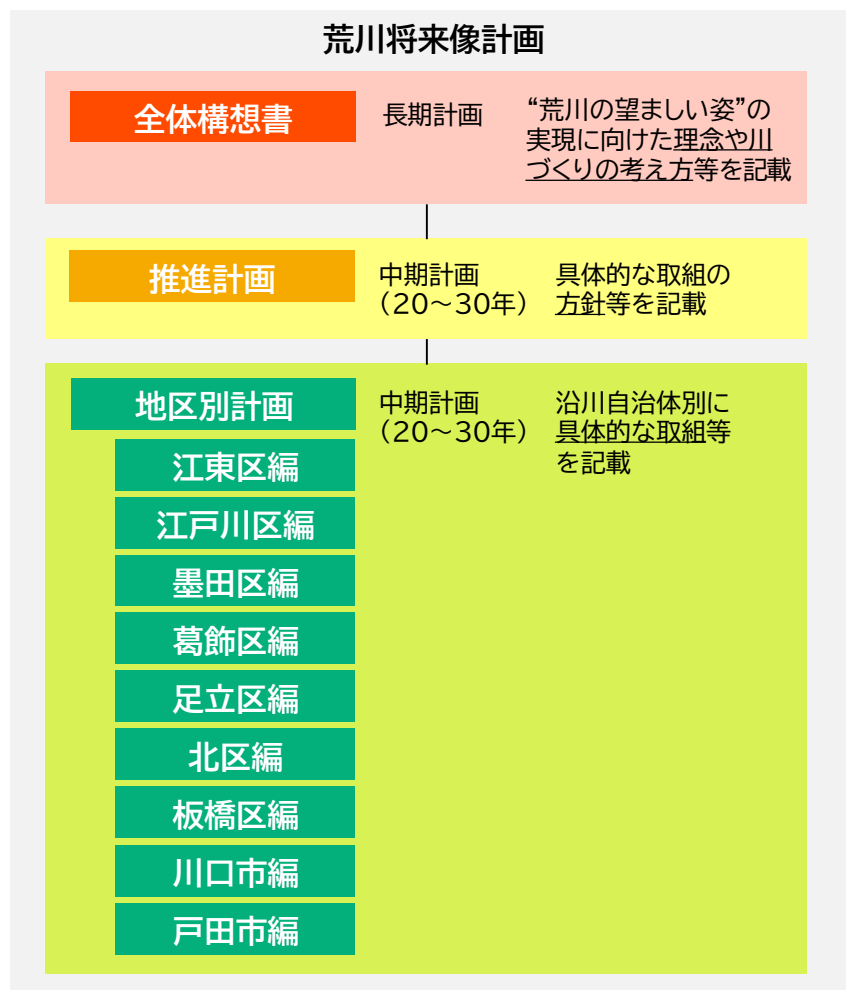


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川上流部の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所、菅間水位観測所で氾濫危険水位を超え、越辺川、都幾川では堤防が決壊する等、甚大な被害が発生しました。荒川下流部においては、荒川第一調節池等の洪水調節効果により、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」がともに健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり”を目指していきます。

● 多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

● 河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

● 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時等を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

● あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

● きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）に渡る流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

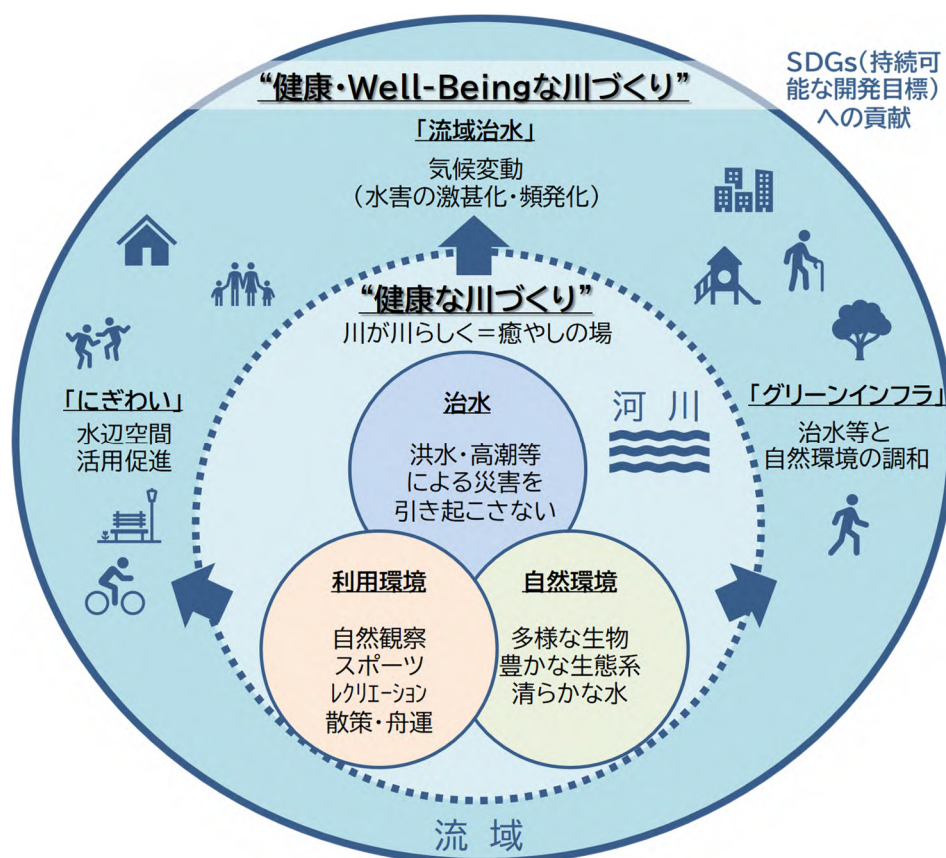


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

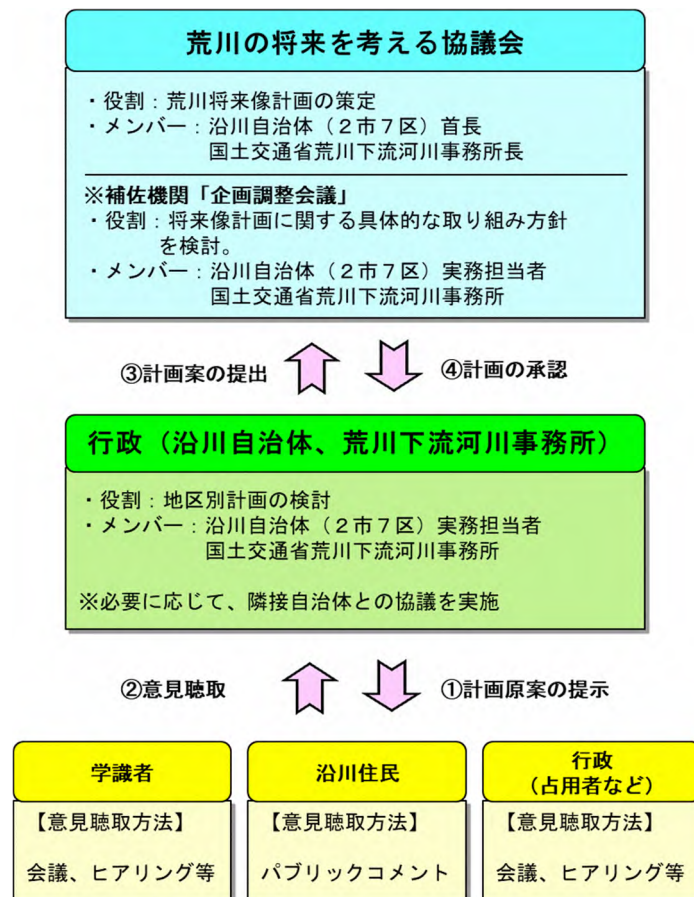


図 1-3 地区別計画の検討体制